



丹篠地整第783号

令和2年3月17日

丹波篠山市監査委員 畑 利清 様

丹波篠山市監査委員 國里 修久 様

丹波篠山市長 酒 井 隆 明



財政援助団体等監査報告に係る措置の状況について（報告）

地方自治法第199条第9項の規定による監査結果に対して講じた措置を、同条第12項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

- 1 措置を講じた部局  
まちづくり部地域整備課
- 2 監査の種別  
財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項による監査）
- 3 監査の期間  
令和元年9月20日～令和2年2月27日
- 4 措置の内容  
別紙のとおり

監査結果に対する改善措置通知票

監査結果報告日	令和2年2月27日 監査結果報告																														
対象監査	令和元年度 財政援助団体等監査																														
対象部署等	まちづくり部地域整備課																														
対象事項	①指定管理の適正な運営について																														
指摘等内容	<p>指定管理者制度は、公の施設について民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的、効率的に達成するために設けられたものである。その中で、条例、規則及び協定等に従い「確実な施設運営がなされているか」また、「適切なサービス水準を確保しているか」を随時確認（モニタリング）し、サービスの質や安定性を担保することが行政の重要な役割となっている。</p> <p>その中で、基本協定書や業務仕様書に基づき、毎会計年度開始前に指定管理者から提出される「事業計画書」の確認を行い、その後、毎月報告される「業務報告書」、会計年度終了後に提出される「事業報告書」の確認、調査を行うこととなっている。しかし、下記の表とおり平成30年度の基本協定書等に基づく処理が実施されていないことから、基本協定書等に基づく適正な管理運営と合わせ指定管理者への指導・助言が行われるよう取り組まれたい。</p>																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">条項</th> <th rowspan="2">平成30年度の基本協定書等の内容</th> <th colspan="3">監査結果</th> </tr> <tr> <th>ロマン館</th> <th>ささやま荘</th> <th>駐車場</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>23</td> <td>事業計画書の提出</td> <td>提出あり ※業務仕様書と異なる</td> <td>提出あり ※業務仕様書と異なる</td> <td>提出あり ※業務仕様書と異なる</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>事業報告書の提出（毎会計年度終了後60日以内）</td> <td>提出あり</td> <td>提出あり</td> <td>提出あり</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>事業報告書の提出（年度途中での指定管理者の指定取消しの場合は取り消された日から30日以内）</td> <td></td> <td>提出あり</td> <td></td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>業務報告書の報告（毎月終了後作成し、翌月10日までに報告）</td> <td>提出なし</td> <td>提出なし</td> <td>提出あり</td> </tr> </tbody> </table>	条項	平成30年度の基本協定書等の内容	監査結果			ロマン館	ささやま荘	駐車場	23	事業計画書の提出	提出あり ※業務仕様書と異なる	提出あり ※業務仕様書と異なる	提出あり ※業務仕様書と異なる	24	事業報告書の提出（毎会計年度終了後60日以内）	提出あり	提出あり	提出あり	24	事業報告書の提出（年度途中での指定管理者の指定取消しの場合は取り消された日から30日以内）		提出あり		25	業務報告書の報告（毎月終了後作成し、翌月10日までに報告）	提出なし	提出なし	提出あり		
条項	平成30年度の基本協定書等の内容			監査結果																											
		ロマン館	ささやま荘	駐車場																											
23	事業計画書の提出	提出あり ※業務仕様書と異なる	提出あり ※業務仕様書と異なる	提出あり ※業務仕様書と異なる																											
24	事業報告書の提出（毎会計年度終了後60日以内）	提出あり	提出あり	提出あり																											
24	事業報告書の提出（年度途中での指定管理者の指定取消しの場合は取り消された日から30日以内）		提出あり																												
25	業務報告書の報告（毎月終了後作成し、翌月10日までに報告）	提出なし	提出なし	提出あり																											
改善措置通知日	令和2年3月17日 改善措置通知																														
改善措置内容	指定管理者より提出のあった次年度の市営駐車場施設の管理運営に関する事業計画について、業務仕様書に適合することを確認した。																														
改善措置公表日	令和 <b>2</b> 年 <b>3</b> 月 <b>17</b> 日 改善措置公表																														

【留意事項】

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果（又は改善計画）の時期及び方法を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

### 監査結果に対する改善措置通知票

監査結果 報告日	令和2年2月27日 監査結果報告
対象監査	令和元年度 財政援助団体等監査
対象部署等	まちづくり部地域整備課
対象事項	③指定管理施設における指定管理者名等の表示について
指摘等 内容	平成27年度の定期監査において当該施設を利用するものに対し、指定管理者が管理運営していることが不明瞭であるため、表示を検討するよう意見を出していた。その後、指定管理者制度運用指針に盛り込まれ指定管理者の表示の実施について周知をされているが、大正ロマン館、王地山公園ささやま荘、市営駐車場において指定管理者制度運用指針に基づく表示がされていないことから、早期に対応されたい。
改善措置 通知日	令和2年3月17日 改善措置通知
改善措置 内容	公の施設に掲げる看板等に指定管理者が管理運営していることを表示した。
改善措置 公表日	令和 <b>2</b> 年 <b>3</b> 月 <b>17</b> 日 改善措置公表

**【留意事項】**

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果（又は改善計画）の時期及び方法等を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第12項の規定により公表します。